

高等学校等入学準備サポート事業

1. 高等学校等入学準備サポート事業とは

経済的に余裕のない世帯の高校等への入学に要する費用負担を軽減するため、県が独自に給付金を支給し支援を行う事業です

学校は、公立、私立、
県内、県外を問わない

2 必要な手続

給付金を受け取るためには申請が必要です。

申請手続(4月の入学時)

①申請書

②個人番号カード(写)等貼付台紙兼同意書

※上記様式は進学先の高校で配布されます(注:県内のみ)。

※①②以外に書類を提出いただく場合があります。高校の説明をよくお聞きください。

※県外の高校等へ入学する場合の申請方法については、裏面の「■お問い合わせ先」までお問い合わせください。

3 給付金の額

生徒一人につき**50,000円**を支給します。

①制服、②体育着、③上履き、④体育館履き

の購入を含めた高校入学の準備に必要な経費が対象です。

※支給の時期は7月を予定

※指定の制服またはそれに類するものがない場合は対象となりません。

4 対象者

保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割が非課税の世帯の者に対してお支払いします。

生活保護受給世帯は除きます。
県内に住所があることが条件です。

道府県民税及び市町村民税所得割額の確認は提出いただく「個人番号カード（写）等貼付台紙兼同意書」により地方税関係情報を取得して行います。

◆税の申告をしていない場合、地方税関係情報を取得できない場合があります（この場合、認定ができません）。まず申告の状況をご確認ください（確定申告や住民税申告等の手続きをしているか。申告書類に配偶者や扶養親族について正確に記入したか等。）。

■お問い合わせ先

公立高校 山梨県教育委員会高校教育課 Tel.055-223-1769

私立高校 山梨県県民生活部私学・科学振興課

Tel.055-223-1322

入学予定の（山梨県内）高等学校等